右の者に対する業務上横領、詐欺被告事件について、所有者株式会社A銀行から 押収物仮還付の請求があつたので、当裁判所は、検察官及び弁護人中村武の意見を 聴いた上、次のとおり決定する。

互助会関係書類第一、二、三号参冊(大阪地方裁判所岸和田支部昭和二九年領第 一七一号中の証第一、二、三号)を大阪府岸和田市 a 町 b ノ c 株式会社 A 銀行に仮 に還付する。

昭和三〇年一一月二日

最高裁判所第二小法廷

裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克

裁判長裁判官 栗山茂は出張につき記名押印することができない。

裁判官 小 谷 勝 重